**平成２３年（フ）第７６号**
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1623番地３
債務者　月岡　章江
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２３年（フ）第１０９号**
千葉県富里市新中沢486番地197
債務者　神村　新次
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第１１７号**
千葉県佐倉市八幡台３丁目12番16号
債務者　斉藤　敦子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２３年（フ）第１８号**
千葉県君津市北子安２丁目23番39号　102
債務者　中島　健治
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第２２号**
千葉県君津市南子安５丁目１番17号　201
債務者　藤野なおみ（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第３４号**
千葉県君津市人見1102番地　テツゲン君津社宅１―401
債務者　能城　　忍（旧姓押谷・有松）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第３８号**
千葉県君津市東日笠676番地１
債務者　志村　明子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第６５２号**
名古屋市港区惟信町２丁目41番地　グランドステージＮＡＫＡＮＯ302号
債務者　髙橋　幸江（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７７４号**
愛知県小牧市大字二重堀675番地１　ラビデンス小牧北館906号
債務者　高木　晶菜（旧姓井戸）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１８６号**
愛知県豊田市中根町永池192番地１　コーポ幸Ⅱ203号
債務者　川田　智晴
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２３号**
岡山県都窪郡早島町早島907番地12
債務者　河原菜穂子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第８９号**
岡山県倉敷市中島962番地５　エクセルメゾンＢ203号室
債務者　笹岡江利奈
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第７７号**
埼玉県春日部市八丁目719番地１　フォーレストＡ103号
債務者　高橋　昭則
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１２７号**
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西１丁目17番地８　コーポベルウッドⅡ102
債務者　泉　　長次
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１４２号**
埼玉県春日部市大枝513番地12　ベルピア千間台202号
債務者　岡田　利夫
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１４７号**
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏631番地13
債務者　福知奈美子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１４２号**
埼玉県熊谷市久保島2190番地
債務者　小林　本次
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部